

市民の地震災害時対応フロー



各自の対応

- ・身の安全確保
- ・揺れが収まったら火の元の確認
- ・家が安全な場合は、自宅に対応
- ・家の安全が確認できない場合は、安全が確認されるまで、自宅の庭、近所の空地・公園にて避難
- ・家が倒壊・焼失してしまった場合は、避難所等へ避難
- ・自宅を離れる場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る

単位自主防災の対応

- ・地震が収まった状態で、速やかに単位自主防災組織立上げ
- ・自主防災役員召集
- ・各戸における安否確認(特に要援護者への対応)
- ・被災住宅等における救助
- ・火災発生の場合は、消火活動
- ・避難状況確認(家で待機、庭・近所の空地・公園等へ避難、縁故避難、避難所へ避難等)
- ・避難対象区域(津波危険予想地域、山・がけ崩れ予想地域)に居住する場合は避難所等へ避難
- ・基本的には、隣近所(自主防災)において、各自の備蓄食料等を用いて避難生活実施
- ・けが人を救護所へ搬送⇒トリアージ(重症の場合)⇒救護病院へ搬送
- ・単位自主防災会の状況を連合自主防災会に報告(区本部への情報提供)

学(地)区連合自主防災部の対応

- ・地震が収まった状態で、速やかに学(地)区連合自主防災組織立上げ
- ・単位自主防災会から指名を受けた連合自主防災会委員は地区支部(小学校・生涯学習交流館等)へ参集
- ・地区支部長・学校(生涯学習交流館)関係者・消防団等の責任者と連携し、避難所・救護所の対応協議
- ・特に、地区支部員と連携し、災害状況の把握、区本部への情報提供
- ・地区支部員と連携し、避難所・救護所の状況把握等を行う